

社会福祉法人 清風会

個人情報保護規定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人清風会(以下「当法人」という)が保有する個人情報について、個人情報保護法及び関係法令等により作成した。当法人の個人情報保護方針に基づき、適正な保護を実現することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本規定における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれることが出来るもの(他の情報と安易に照合することができ、それにより特定に個人を識別することとなるものを含む)をいう。
- (2) 「本人」とは、個別情報によって識別される特定の個人をいう。
- (3) 「従業者」とは、当法人の組織内で指揮監督を受け個人情報の取り扱いに従事するすべての者であり、雇用関係のある者のみならず、理事、監事、評議員、派遣労働者、臨時職員等も含むものである。
- (4) 「個人情報保護コンプライアンス・プログラム」とは、当法人が保有する個人情報を保護するための方針、組織、計画、監視及び見直しを含む当法人の仕組みすべてをいう。
- (5) 「個人情報保護管理者」とは理事長が任命する。個人情報保護コンプライアンス・プログラムの実施及び運用に関する責任と権限を有する者をいう。
- (6) 「個人情報保護監視責任者」とは、理事長が任命する者であつて、公平かつ客観的な立場にあり、監視の実施及び報告を行う責任と権限を有する者をいう。
- (7) 「利用」とは、当法人内において個人情報を処理することをいう。
- (8) 「提供」とは、当法人以外の者に、当法人の有する個人情報を利用可能にすることをいう。

(適用範囲)

第3条 本規定は、当法人の従事者すべてに適用する。

- 2 個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合においても、この規定の趣旨に従つて、個人情報の適正な保護を図るものとする。

第2章 個人情報の取得

(個人情報の取得の原則)

第4条 個人情報の取得は、利用目的を明確に定め、その目的の達成のために必要な限度においてのみ行うものとする。

2 個人情報の取得は、適法かつ公正な方法により行うものとする。

(特定の機微な個人情報の取得の禁止)

第5条 特定の機微な個人情報を取得してはならない。

(取得の手続き)

第6条 業務上、新たに個人情報を取得する場合には、あらかじめ個人情報保護管理者に利用目的及び実施方法を届出て、承認を得るものとする。

(本人から個人情報を取得する場合)

第7条 本人から直接に個人情報を取得する場合は、本人に対して、次の各号に掲げる事項を書面又は、これに準ずる方法によって通知し、本人の同意を得るものとする。

- (1)個人情報保護管理者又はその代理人の職・氏名・所属及び連絡先
- (2)個人情報の取得及び利用の目的
- (3)個人情報の提供を行うことが予定されている場合は、その目的、当該情報の受領者または、受領者の組織の種類、属性及び個人情報の取り扱いに関する契約の有無
- (4)個人情報の取得を委託することが予定されている場合には、その旨
- (5)個人情報を与えることは、本人の任意であること、及び当該情報を与えなかった場合に本人に生ずる結果
- (6)個人情報の開示を求める権利、及び開示の結果、当該情報が誤っている場合に訂正又は削除を要求する権利の存在、並びに当該権利を行使するための具体的な手続き

(本人以外から個人情報を取得する場合)

第8条 本人以外から間接的に個人情報を取得する場合は、前条第1号ないし第4号及び第6条に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって通知し、本人の同意を得るものとする。ただし、次の各号に該当する場合にはこの限りではない。

- (1)前項第3号に従って、本人の同意を得ている者から取得する場合
- (2)個人情報の取り扱いを委託される場合
- (3)本人の保護に値する利益が侵害される恐れのない場合

第3章 個人情報の移送・送信

(個人情報の移送・送信の原則)

第9条 個人情報の移送・送信は具体的な権限を与えられた者のみが、外部流出などの危険を防止するために、必要かつ適切な方法により、業務の遂行上必要な限りにおいてなし得るものとする。

第4条 個人情報の利用

(個人情報の利用の原則)

第10条 個人情報は、原則として利用目的の範囲内で具体的な権限を与えられた者のみが、業務遂行上必要な限りにおいて利用できるものとする。

(個人情報の目的外利用)

第11条 利用目的範囲を超えて個人情報を利用する場合には、第7条第1号ないし、第4号及び第6号に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって本人に通知し、事前に本人の同意を得るものとする。

2 利用目的の範囲を超えて個人情報を利用するために本人の同意を求める場合は、個人情報保護管理者の承認を得るものとする。

(個人情報の共同利用)

第12条 個人情報を第三者との間で共同利用する場合は、個人情報保護管理者の承認を得るものとする。

(個人情報の取得の委託)

第13条 個人情報の取扱いを第三者に委託する場合は、個人情報保護管理者の承認を得るものとする。

2 前項に基づき、個人情報の取扱いを第三者に委託する場合は「個人情報に関する外部委託管理規定」に定める手続きに従う。

第5章 個人情報の第三者提供

(個人情報の管理の原則)

第15条 個人情報は事前に本人の同意を得る事なく、第三者に提供してはならない。

2 個人情報を第三者に提供する場合は、第7条第1号ないし第4号及び第6号に掲げ

- る事項を書面又はこれに準ずる方法によって通知し、本人の同意を得るものとする。
- 3 前項に基づき個人情報を第三者に提供する場合は、個人情報保護管理者の承認を得るものとする。

第6章 個人情報の管理

(個人情報の管理の原則)

第15条 個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理するものとする。

(個人情報の安全管理対策)

第16条 個人情報管理者は、個人情報に関するリスク(個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏洩など)に対して必要かつ適切な安全管理対策を講じるものとする。

第7章 個人情報の開示・訂正・利用停止・消去

(自己情報に関する権利)

第17条 本人から自己の情報について開示を求められた場合には、合理的な期間内にこれに応じるものとする。

- 2 前項に基づく開示の結果、誤った情報があり、訂正又は削除を求められた場合は原則として合理的な期間内にこれに応ずるとともに、訂正又は削除を行った場合は、可能な範囲内で当該個人情報の受領者に対して通知するものとする。

(自己情報の利用又は提供の拒否)

第18条 本人から自己の情報について、利用又は第三者の提供を拒否された場合は、これに応じるものとする。ただし、法令に基づく場合は、この限りではない。

第8章 個人情報の消去・廃棄

(消去・廃棄の手続き)

第19条 個人情報の消去及び廃棄は、具体的な権限を与えられなかった者のみが、外部流失などの危険を防止するために必要かつ適切な方法により、業務の遂行上必要な限りにおいてなし得るものとする。

第9章 組織及び体制

(個人情報保護管理者)

- 第20条 理事長は、個人情報保護管理者1名を任命し、当法人における個人情報の管理業務を行わせるものとする。
- 2 個人情報保護管理者は、本規定の定めるところにより、個人情報保護に関する内部規定の整備、安全対策の実施、教育訓練などを推進するための個人情報コンプライアンス・プログラムを策定し、周知徹底などの措置を行う。
 - 3 個人情報保護管理者は、個人情報保護コンプライアンス・プログラムの策定及びその実施のために、補佐を行う者を任命することができるものとする。

(教育)

- 第21条 個人情報保護管理者は、個人情報保護コンプライアンス・プログラムの重要性を理解させ、確実な実施を図るため、所要の教育計画及び教育資料に従い、継続的かつ定期的に教育・訓練を行うものとする。

(個人情報保護作業責任者)

- 第22条 理事長は、法人内各施設に、施設の実情に合わせて、個人情報保護作業責任者若干名を任命し、個人情報を取扱う作業を円滑に行わせる。

(監査)

- 第23条 理事長は、個人情報保護監査責任者を任命し、当法人における個人情報の管理が個人情報保護コンプライアンス・プログラムに従い適正に実施されているかについて定期的に監査を行わせるものとする。
- 2 個人情報保護監査責任者は、監査計画を作成し実施するものとする。
 - 3 個人情報保護監査責任者は、監査の結果について監査報告書を作成し理事長に報告する。
 - 4 理事長は、個人情報の管理について個人情報保護コンプライアンス・プログラムに違反する行為があったときは、個人情報保護管理者及び管理者に対して、改善指示を行うものとする。
 - 5 前項に基づき、改善指示を受けた者は、速やかに適正な改善措置を講じ、その内容を個人情報保護監査責任者に報告するものとする。
 - 6 個人情報保護監査責任者は、前項により報告された改善措置を評価し、理事長及び個人情報保護管理者に対して報告する。

(報告義務及び罰則)

- 第 24 条 個人情報保護コンプライアンス・プログラムに違反する事実又は違反するおそれがあることを発見した者は、その旨を個人情報保護管理者に報告する。
- 2 個人情報保護管理者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合には、遅滞なく理事長に報告し、かつ、関係部分に適切な措置を行うよう指示するものとする。
- 3 個人情報保護コンプライアンス・プログラムに違反した者は、就業規則の定めるところにより懲戒に処することがある。

個人情報取扱受付責任者

住所：福岡県宗像市日の里 5 丁目 3-1

日の里東保育園

氏名：園長 伊藤紀子